

建設工事等一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

令和5年度 入札・契約制度の改正等について

令和5年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

制度改正の概要

■ 1 契約約款の改正について

近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底や、入札・契約事務の電子化への対応に向けて、令和5年4月1日から本市の工事請負契約書及び工事に係る業務委託契約書を改正します。

今回、改正を行う事項は以下のとおりです。

- (1) 契約書に記載すべき事項に「建設発生土の搬出先等」を追加
【工事（契約書関係）】
- (2) 契約の保証及び前払金の保証に係る保証証書の電子化への対応
【工事（第4条、第35条、第36条関係）】
【業務委託（土木設計等：第33条、第34条関係）（建築設計：第34条、第35条関係）】
- (3) 工事目的物の引渡し前における不可抗力による損害について、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害は、発注者が損害合計額を負担するものとする。こと。
【工事（第30条関係）】
- (4) 受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、不正の利益を図る等の目的をもって暴力団等を利用するなどしていると認められる場合等において、発注者が催告によらず契約を解除することができるものとする。こと。
【工事（第48条関係）】
【業務委託（土木設計等：第43条関係）（建築設計：第44条関係）】

※ 詳しくは、「工事請負契約書様式について（令和5年4月1日以後に契約締結する案件）」及び「工事に係る業務委託契約書様式について（令和5年4月1日以後に契約締結する案件）」をご覧ください。

■ 2 災害等に伴う緊急応急工事等における暫定契約の導入について

現行制度においては、災害等の発生時の緊急応急復旧は、高知市小規模工事実施事務要領（平成6年庁達第1号）及び小規模工事等の実施基準に規定する小規模工事（予定価格130万円以下）や緊急委託業務（予定価格50万円以下）に限定し対応しています。

今回、南海トラフ地震や甚大な風水害等の被災時を見据えて、応急復旧対応の更なる強化が不可欠であることから、緊急性の高い応急復旧工事及び委託業務については規模に関わらず、可及的速やかな現場着手を可能とする新たなスキームとして「高知市緊急応急工事等実施事務要領」を制定し、令和5年4月1日から運用することとします。（制度概要は以下のとおり）

(1) 緊急性の判断条件（工事課長等が判断）

- ① 地震、風水害等の自然災害の発生又は発生するおそれがある場合、緊急に措置しなければ市民の生命、財産等に多大な危険又は支障を及ぼすと判断されるとき。
- ② 自然災害以外で、交通事故等の人為的な事故その他非常事態の発生又は発生するおそれがある場合、緊急に措置しなければ市民の生命、財産等に多大な危険を及ぼすと判断されるとき。

(2) 緊急応急工事等の対象となるものの例

- ① 災害等に伴う緊急応急の復旧工事として次に掲げるもの
道路陥没、地すべり、堤防・護岸等の損壊、建物・設備等の破損に伴う工事等
- ② 災害等に伴う緊急の委託業務として次に掲げるもの
①に規定する復旧工事に係る測量及び設計、道路等の障害物の撤去、地すべり等の状況を把握するための観測装置の設置及び観測、警報装置の設置等
- ③ 災害等の防止のための緊急応急の工事等として次に掲げるもの
道路陥没の防止、地すべりの防止、堤防・護岸等の損壊防止等

(3) 発注・契約手続の概要

- ① 契約は随意契約によるものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用）
- ② 当初契約は暫定契約（数量・契約額は概算）とし、現場着手後に作成する詳細設計書により変更契約を行うものとする。
- ③ 受注者の円滑な資金調達を支援するため前払金の請求を可能とする。
- ④ 速やかな現場着手が求められることから、契約保証は不要とする。
- ⑤ 成績評価の対象外とする。

※ 詳しくは、「高知市緊急応急工事等実施事務要領の策定について」をご覧ください。

■ 3 契約保証及び前払金保証に係る電子化への対応について

建設工事及び建設工事に係る測量・コンサルタント等業務委託における契約保証及び前払金保証について、これまで本市契約約款等において証書原本を寄託することを求めていましたが、令和4年3月に中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正され、証書の電子対応がなされたことから、本市においても、1に記載のとおり契約約款の改正を行い、**令和5年4月1日以降に契約締結するもの**から、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による契約の保証及び前払金の保証（中間前払金を含む。）については、電磁的記録により発行された証書（電子証書）による提出を可能とします。

なお、銀行等金融機関の「保証書」や、保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」については、これまでどおり紙の証書や証券（原本）での提出が必要となります。

(1) 電子化の対象となる保証証書

| 保証の種類 | 証書等の種類 | 保証機関 |
|----------------|---------|----------|
| 契約保証 | 契約保証証書 | 保証事業会社 ※ |
| 前払金保証（中間前払金含む） | 前払金保証証書 | 保証事業会社 ※ |

※ 西日本建設業保証(株)，東日本建設業保証(株)，北海道建設業信用保証(株)

(2) 電子証書の提出方法

- ① 受注者は、保証事業会社が提供するインターネット保証サービス（e-Net 保証）を利用し、保証事業会社に対して保証を申し込む。
- ② 受注者と保証事業会社は保証契約を締結し、「保証契約番号」を取得する。
- ③ 受注者は保証事業会社から「認証キー」を受領する。
- ④ 受注者は「保証契約番号」及び「認証キー」を高知市に電子メールにより提出する。

※ 詳しくは、「契約保証及び前払金保証の電子化について」をご覧ください。

■ 4 週休2日制モデル工事の試行について

建設業界では、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、令和4年度から高知市が発注する建設工事において、「週休2日制モデル工事」を試行導入しています。

令和5年度については、対象工事を以下のとおり拡大し、引き続き試行運用を行うこととします。

(1) 対象工事

請負対象金額 **500万円**以上の土木系工事（土木一式工事，水道施設工事，造園工事，舗装工事，道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事）

ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外

- ・現場施工日数が不稼働日を含め30日未満の工事
- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・社会的要請等に早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）

(2) 実施方法

○発注者指定型

- ・対象期間で「4週8休」の確保をするもの。
- ・労務費等の補正を行った上で発注するものとし、4週8休が確保できなかった場合は、補正分を減額変更する。

○受注者希望型

- ・受注者が対象期間で「4週6休」「4週7休」「4週8休」を選択し、確保をするもの。

- ・発注段階では、労務費等の補正は行わず、工事完成時に現場の閉所状況に応じて、補正分の増額変更する。

(3) 対象工事である旨の表示

- ・特記仕様書及び入札公告にモデル工事の対象である旨を明記する。

※ 詳しくは、都市建設部技術監理課ホームページの「高知市「週休2日制モデル工事」試行要領の一部改正について（令和5年4月1日）」をご覧ください。

■ 5 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成25年12月18日（平成31年4月1日一部改正）から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続します。

【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大（130万円超）
- ・事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和（発注ランク、実績、技術者の雇用日、手持ち工事）
- ・災害復旧工事等における指名競争入札の適用範囲の拡大
- ・1者による入札の執行

※ 詳しくは、「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）」をご覧ください。

■ 6 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

令和4年度からの評価項目及び評価基準内容の変更はありません。（対象工事の明記及び対象期間の整理のみ行っています。）

※ 令和5年度の評価項目・評価基準については、「総合評価 評価項目・評価基準（令和5年4月1日）」をご覧ください。